

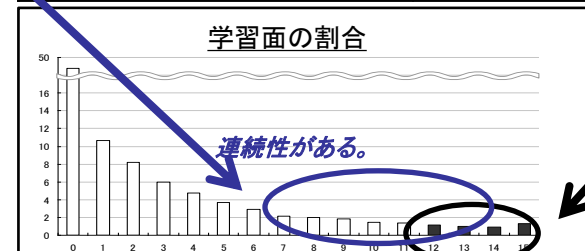
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- ③ 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ④ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など



幼稚園



保育所



義務教育(小・中学校等)



高等学校等



大学等



就労支援段階

学齢期等における福祉機関との連携による支援

◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

- ・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する

支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別の教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円 (新規)

- ・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。 24地域(放課後等福祉連携調整員 約24人配置)

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉機関担当者
⇒保護者

保護者⇒
学校教員

学校教員⇒
福祉機関担当者

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

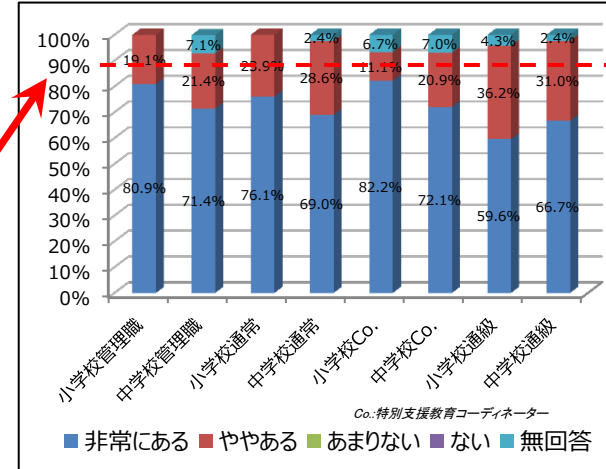
② 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成28年度予算額 100百万円(平成26年度予算額 134百万円)

背景

- ① 全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、**教員養成段階で身に付けることが求められ、現職教員については、研修の受講等により専門性の向上を図ることが求められている。**
- ② 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**（平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査）。
- ③ そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められるとともに、引き続き、**大学の教育養成課程及び現職教員に対する知識・技能の向上**が求められている。

＜質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答＞



◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円（新規）

- ・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12地域

（事業内容）

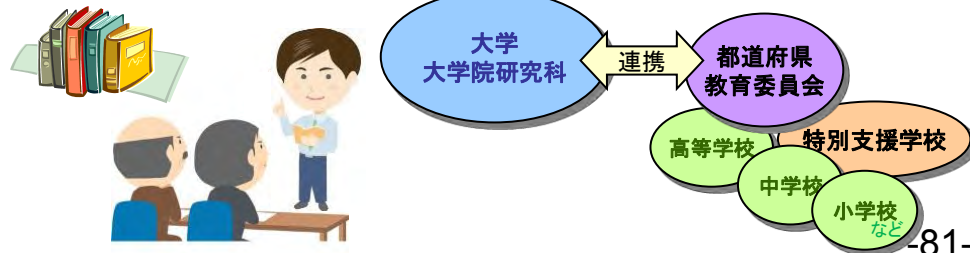
- 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究
- 発達障害の通級による指導における各教科の補充指導方法の研究
- 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害以外の発達障害の通級による指導内容や方法の研究など

◎ 教職員育成プログラム開発事業 58百万円

- ・学校現場における発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 6大学

（事業内容）

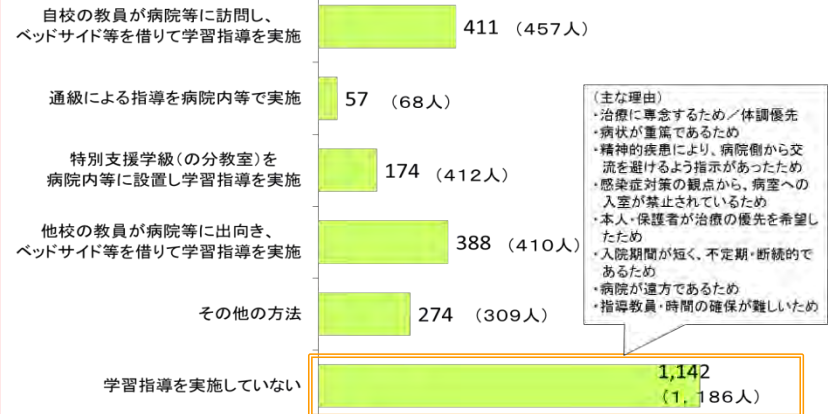
- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】
児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)



○長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ(平成25年度実績)

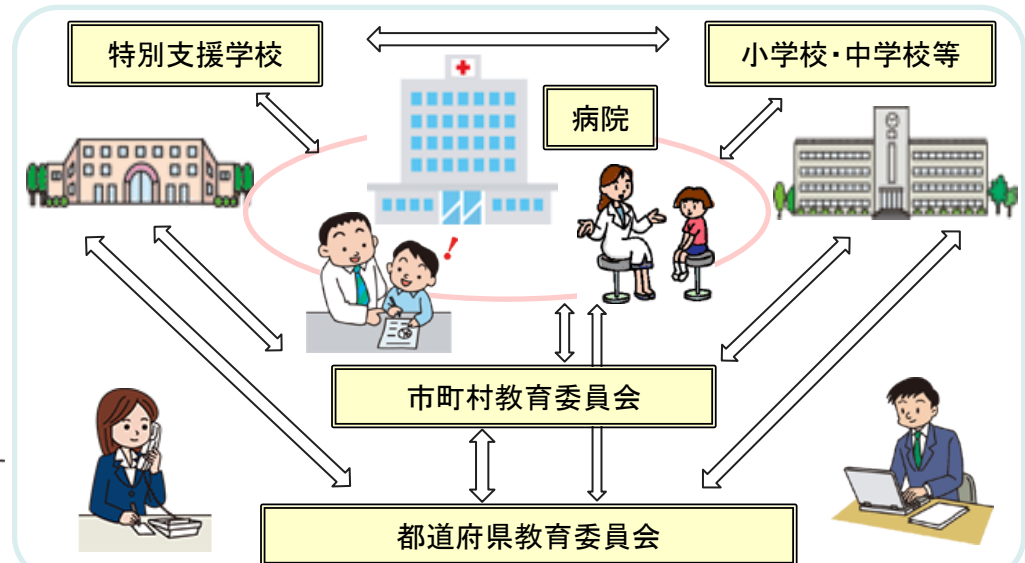
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

<事業内容> 9地域(都道府県・政令指定都市等)

- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
- 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
- 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
- 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究

等



学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成28年度予算額 305百万円（平成27年度予算額360百万円）

- ① 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ② このため、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③ 一方で、障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にある。

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。



民間企業
・大学等



モニター評価



開発要請



教育委員会
・学校等



【開発件数：9件】

番号	支援機器等教材の対象障害種 ＜開発分野＞
①	視覚障害
②	聴覚障害・言語障害
③	知的障害
④	肢体不自由
⑤	病弱
⑥	自閉症
⑦	情緒障害
⑧	学習障害・注意欠陥多動性障害
⑨	重複障害等

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

平成28年度予算額 343百万円（平成27年度予算額：388百万円）

趣旨

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、高等学校における「特別の教育課程」編成に関する研究とともに教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

①キャリア教育・就労支援等の充実事業

高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を一層充実。

- ・30地域を指定（特別支援学校1校、高等学校1校程度）
- ・就職支援コーディネーターを配置
- ・企業等での教員の研修を実施
- ・現場実習などの就業体験の充実
- ・授業の改善・充実

等



②個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施。

- ・25地域を指定（高等学校1校程度）
- ・自立活動等担当教員を配置
- ・自立活動を取り入れた特別の教育課程の研究（※現行の教育課程の基準によらない）
- ・一斉授業の改善・工夫（理解しやすい授業づくり等）
- ・得意分野を伸ばす教科指導等の充実



高等学校段階における特別支援教育の充実

自立・社会参加の加速化



学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成28年度予算額:81百万円(前年度予算額147百万円)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められている所である。また、共生社会実現のためには、交流及び共同学習について推進を図ることとされている。この度、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、これを契機として、**障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツを行う、一緒に障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。**

障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

■障害者スポーツ体験学習

共に障害者スポーツを体験することで、相互理解を深め、人間の多様性の尊重や豊かな社会性の育成につなげる。
また、障害のある子供が障害者スポーツに取り組むことにより、障害者スポーツをより身近なものとして感じ、今後の交流につなげる。



車椅子卓球



ボッチャ



チェアスキー



ブラインドサッカー

地域の取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会等)

委託

文部科学省

●委託先件数
25箇所

■障害者アスリート等との交流

障害者アスリートや義肢装具士などの用具作成に携わる専門家を学校等に招き、アスリートと交流する機会を設ける他、用具等に施された様々や技術・工夫を学び障害者を支える仕事に触れることを通じ障害に対する理解を深める他、社会参加の在り方を考察する。

※モデル地域の設定(以下のいずれかを主たる研究事項とする)

- ①特別支援学校と幼、小・中・高等学校等との交流及び共同学習
- ②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

※「交流及び共同学習」の機会については、体育を含めた各教科や「総合的な学習の時間」等での取組が考えられる。



車椅子カーリング



子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す

1 概要

特別支援教育の推進により就学前における乳幼児健診をはじめ、子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、障害のあるあるいはその可能性がある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐ等といった、「気づき」の段階からの支援を充実することが求められている。

一方、義務教育段階と異なり、幼児期の子供については、幼稚園、保育所、認定こども園等の多様な学びの場があり、障害がある子供についても療育センター等の多様な学びの場がある。これらの学びの場でどのような障害のある子供がどのような障害に配慮した教育を受けているのか全国的な実態把握と整理がされていない。

そのため、適切な教育支援につなげる等、今後の施策の効果的な実施に資することを目的として、障害の可能性のある幼児期の子供に対する教育支援体制、支援内容及び教育等の場について、実態把握を行う。

2 調査内容

(1) 調査対象

幼稚園（約13,000箇所）

保育所（約23,000箇所）

認定こども園（約3,000箇所）

(2) 調査項目（主なもの）

障害の可能性のある子供の早期発見状況

障害の可能性のある子供の早期支援内容

療育センター等の福祉機関の活用の有無

療育センター等の福祉機関の活用時間

療育センター等の福祉機関との連携内容

1 趣旨

- 特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度であったり、複数の障害を併せ有する者が在籍したりするなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒等が自立し社会参加していくためには、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図った指導内容・方法の改善を図る必要がある。また、小・中学校においては、様々な障害のある児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。また、平成21年に改訂した学習指導要領等については順次実施に移されてきたところであるが、その定着のためには新しい内容に即した指導方法の改善・充実が求められる。
- 加えて、障害のある子どもについては、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要である。そこで、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する。



2 内容

(1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた指導内容・方法の改善を図る観点から、全国の特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成等について実践的な研究を行い、その成果を全国に普及するとともに、次期学習指導要領の改訂に必要な資料を得る。



(2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。

